

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会 福祉用具貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の障がい者及び歩行困難な人等に対して、福祉用具を貸し出すことにより、対象者の日常生活の行動範囲の拡大、質の向上をするとともに、介護者の負担の軽減を目的とする。

(貸出運営)

第2条 この事業は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、共同募金配分金事業として予算の範囲内で実施する。

(利用者と利用目的の範囲)

第3条 この事業を利用できる者は、町内に在住している者、または町内の団体その他本会会長が適当と認める者とする。また、利用は、福祉の増進を目的とした活動であり、他の制度利用が困難な場合とする。

2 福祉用具は、前項の利用者が、介助、通院、外出、旅行等を用途とする一時的又は短期間の需要に対して貸し出す。

(利用方法)

第4条 この事業を利用しようとする者は、本人又は介護者もしくは代表者が、福祉用具貸出事業利用申請書(様式1)を本会会長に提出しなければならない。

2 本会会長は、福祉用具貸出事業利用申請書(様式1)を受理したときには、実態を調査の上、速やかに貸与する。

(貸出期間)

第5条 この事業の貸出期間は、貸出しの日から1か月以内とする。ただし、返却の日が閉館日に当たる時は、その次の開館日とする。

2 借り受けた者は、貸出期間中であっても貸与機器を必要としなくなったときには、速やかに返却しなければならない。

3 貸与・返却は、ふれあいセンターで行なうものとする。

4 貸出継続は、最大2か月までとする。ただし、特別の事情がある場合には書面で申し出て、本会会長が認めた場合はこの限りではない。

(許可の取り消し等)

第6条 本会会長は、利用者が次の各号に該当する場合は、利用の中止又は取り消すことができる。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 公の秩序、又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの。

(3) 貸与機器をき損、汚染、消失するおそれがあると認めるとき。

(4) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与機器の損傷、汚染、滅失等の防止に努めること。
- (2) 貸与中に損傷、汚染、滅失等があれば、直ちに本会に報告しその指示に従うこと。
- (3) 利用者は、貸与機器を転貸、譲渡、交換してはならない。

2 利用者が、故意又は過失により貸与機器を損傷、汚染、滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、本会会長が損害を賠償させることが適当でないことを認めるときはその限りでない。

(貸出福祉用具)

第8条 貸出福祉用具は、次の各号に定める福祉用具を貸し出すものとする。

- (1) 車椅子
- (2) スロープ
- (3) シャワーチェア

(利用料)

第9条 福祉用具の貸与は無料とする。ただし、貸出における福祉用具の運搬に要する経費は、原則借受人が負担するものとする。

(損害の賠償)

第10条 貸与した福祉機器の利用により生じた事故、損害賠償の一切の責任は、すべて利用者側が行うものとする。

(貸与の順)

第11条 福祉機器の貸与順位は、原則として申請受付日の順とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に貸し出された車いすは、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則 (平成30年8月1日改正)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に貸し出された車いすは、従前の例による。